

2020年11月11日

## 京葉瓦斯株式会社の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可（供給区域の減少）に係る公聴会を開催します

関東経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第27条の規定に基づき、令和2年9月25日付けをもって京葉瓦斯株式会社（法人番号8040001026108）から申請のあった指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可について、以下のとおり公聴会を開催します。

### 1. 申請の概要

本件は、京葉瓦斯株式会社の供給区域を一部減少することに伴い、同者が指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可申請を行ったものです。

### 2. 公聴会の開催期日及び場所

開催期日 令和2年12月2日（水曜日）午後1時30分から

開催場所 新富近隣センター 会議室（千葉県柏市豊四季945番地の1）

なお、令和2年11月18日（水曜日）までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しません。

### 3. 公聴会における意見陳述及び傍聴の方法

公聴会に出席して意見を述べようとする方及び傍聴を希望される方は、別紙によりお申込みが必要です。

### 4. 申請者の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 名称     | 京葉瓦斯株式会社   |
| (2) 法人番号   | 8040001026108  |
| (3) 会社設立年月 | 昭和2年1月   |
| (4) 代表者    | 取締役社長 社長執行役員 羽生 弘                                    |
| (5) 本社所在地  | 千葉県市川市市川南2丁目8番8号                                     |
| (6) 電話番号   | 047-361-0211（お客さまコールセンター）                            |
| (7) 資本金    | 27億5,476万円（2019年12月末）                                |
| (8) 従業員数   | 803人（2019年12月末）                                      |
| (9) 供給区域   | 市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市の全域、および船橋市、柏市、流山市、白井市、習志野市、我孫子市の一部区域 |
| (10) 需要家数  | 947,164個（取付メーター数、2019年末）                             |
| (11) ガス販売量 | 709,862千m <sup>3</sup> （2019年）                       |
| (12) ガス売上高 | 91,466百万円（2019年）                                     |

（本発表資料のお問合せ先）

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課

ガス事業課長：芳賀 潤一

担当者：古川、高城

電話：048-600-0411（直通）

048-601-1298（FAX）

## 公聴会の陳述の申出方法及び傍聴の申込み方法

### 1. 公聴会の陳述の申出方法

公聴会に出席して意見を述べようとする方は、以下に従い意見陳述届出書を提出してください。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が陳述人を指定し、その旨を届出者あて通知します。

また、期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しません。

#### (1) 意見陳述届出書の作成について

別添の様式により、次の事項を記載した意見陳述届出書（一人一通に限ります。）を作成し、提出してください。

- ・ 氏名、住所及び職業
- ・ 意見の概要

#### (2) 意見陳述届出書の提出先について

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課 あて

※封筒の表に「京葉瓦斯株式会社関係公聴陳述希望」と記載してください。

#### (3) 意見陳述届出書の提出期限について

令和 2 年 11 月 18 日（水曜日）（必着）

### 2. 公聴会の傍聴の申し込み方法

公聴会の傍聴を希望される方は、以下に従い郵送にて申込んで下さい。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定し、その旨を申込者あて通知します。また、期日までに意見陳述届出書の提出がないため、公聴会を開催しない場合にも、その旨を通知します。

#### (1) 傍聴申込みはがきの作成について

郵便往復はがき（一人一通に限ります。）に、次の事項を御記入下さい。

##### 【往信の文面】

- ・ 申込者の住所及び氏名
- ・ 「京葉瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨

##### 【返信の宛名面】

- ・ 申込者の郵便番号、住所及び氏名

#### (2) 傍聴申込みはがきの提出期限について

令和 2 年 11 月 18 日（水曜日）（必着）

#### (3) 傍聴申込みはがきの送付先について

〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課 あて

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長 殿

(ふりがな)  
届出者 氏 名  
(郵便番号)  
住 所  
(電話番号)  
職 業

京葉瓦斯株式会社申請の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

(意見の概要)

備考

- 1 届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格 A4 とすること。
- 2 意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
- 3 団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。